

マイナ保険証について

令和6年度 健康保険委員オンライン研修会

目次

1. 現行の健康保険証からマイナ保険証へ P. 2
2. マイナ保険証のメリット P. 3
3. マイナ保険証での受診方法 P. 4
4. マイナ保険証の安全性 P. 5
5. 令和6年12月以降に新たに送られてくるもの P. 6
6. 資格情報のお知らせ P. 7
7. 資格確認書 P. 8
8. マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表 . . . P. 9
9. 回収について P. 10

**令和6年12月に健康保険証の新規発行が廃止となり、
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。**



「マイナ保険証」とは？

健康保険証として登録したマイナンバーカードのこと。

従来の保険証よりも便利でより良い医療を受けられるようになります。

マイナ保険証の4つのメリット

1

過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる

2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に

3

確定申告の医療費控除申請が簡単になる

4

従来の保険証よりも医療費がお得になる

マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナンバーカードをお持ちですか？



カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



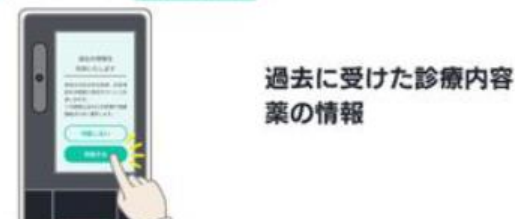
① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号 (4ケタ) か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の確認&選択



医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

マイナ保険証の安全性



Q.マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの？

A.マイナンバーカードには税や年金などの大事な情報は入っていません。ICチップに入っているものは、住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。健康保険証として使用しても、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。



Q.マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫でしょうか？

A.銀行のキャッシュカードやクレジットカードと同様に持ち歩いて大丈夫です。ICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、ほかの人は使えません。また、ICチップから不正に情報を盗み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますのでご安心ください。万が一落としてしまっても、一時利用停止を24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けています。

令和6年12月2日以降、新たに事業主様へお送りするもの

① 資格情報のお知らせ

- 新規加入者全員分を発行します

② 資格確認書

- 加入時に発行を必要とする意思表示をされた方等に発行します。

① 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。（既存加入者へは令和6年9月と令和7年1月に発行）
各種給付金の申請に必要な記号番号の確認にご利用ください。

【イメージ】

資格情報のお知らせ		
記号	12345678	番号 1234567 枝番 01
		外り 909
氏名	佐藤 太郎	
生年月日	平成元年 10月1日	
資格取得年月日	令和2年 1月1日	
保険者番号	12345678	
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部	

医療機関等 受診時の使い方

オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。
（資格情報のお知らせのみでは受診できません）

入手方法

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。紛失等された場合は再交付の手続きをお願いします。

② 資格確認書

加入時に発行を必要とする意思表示をされた方等が発行します。
マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診する際にご利用ください。

【イメージ】



医療機関等 受診時の使い方

医療機関等へ提示

入手方法

- ・ 資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行希望欄に チェックをされた方に発行します。
- ・ チェックされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。

有効期限

最大5年間

8. マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表

医療機関等を受診時のマイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時等に申請 マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時に送付（申請不要） 既加入者には令和6年9月、令和7年1月に送付（マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能） 	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可

健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の回収について

従業員の方が退職された際の取り扱いについて

健康保険証	令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

ご清聴ありがとうございました。

令和6年度 健康保険委員オンライン研修会



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ